

収 支 報 告 書

令和8年4月10日

堺市議会議長 西田 浩延 様

議員氏名 加藤 慎平

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収入

(単位 円)

収入の種類	決算額	算出基礎等
1 政務活動費	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他		
収入合計	3,240,000	

支出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調 査 研 究 費	156,738	156,738	
研 修 費	0	0	
要 請 ・ 陳 情 活 動 費	0	0	
会 議 費	0	0	
資 料 作 成 費	0	0	
資 料 購 入 費	162,259	162,259	
広 報 ・ 広 聴 費	1,561,284	1,561,284	
人 件 費	203,650	203,650	
事 務 ・ 事 務 所 費	536,789	536,789	
支 出 合 計	2,620,720	2,620,720	

様式第14号（第7条関係）

令和7年度 事業実施報告書

大阪維新の会堺市議会議員団
 会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【調査研究費】 ・情報サービスの購読 ・他市自治体の視察	4/1～3/31 7/31 8/4～5	・時事通信社インターネット行政情報モニター「iJAMP」を購読した。 松江市の取組を視察した。 山形市、仙台市の取組を視察した。
【資料購入費】 ・新聞や書籍の購入	4/1～3/31	市政研究のため、新聞や書籍を購読した。
【広報・広聴費】 ・市政報告書の印刷や配布	4/1～3/31	市政報告や議会活動報告のため、議会定例会ごと年4回、市政報告書を作成・印刷し、中区内の各家庭に配布するためポスティングを委託した。
【人件費】 ・事務員の雇用	4/1～3/31	政務活動の補助などで事務員を雇用した。
【事務・事務所費】 ・事務所の賃借など	4/1～3/31	中区深井中町に事務所を賃借し、家賃や電気代、水道代、電話代などを支払った。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.4.4	4-1		1,269	-1,269	事務所電気代（2月21日～3月24日）	⑨	
R7.4.4	4-2		1,944	-3,213	事務所電話代（2月利用分）	⑨	
R7.4.10		810,000		806,787	政務活動費4月5月6月受け入れ		
R7.4.10	4-3		4,700	802,087	朝日新聞購読料	⑥	
R7.4.10	4-4		1,089	800,998	3月分ポケットwifi利用料	⑨	
R7.4.10	4-5		1,221	799,777	2月分携帯電話代（2月1日～2月28日）	⑨	
R7.4.11	4-6		17,250	782,527	3月分人件費	⑧	
R7.4.21	4-7		33,055	749,472	5月分事務所賃借料	⑨	
R7.4.25	4-8		10,000	739,472	5・6月分駐車場代	⑨	
月計		810,000	70,528				
累計		810,000	70,528	739,472			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.5.12	5-1		1,070	738,402	事務所電気代（3月25日～4月21日）	⑨	
R7.5.12	5-2		1,926	736,476	事務所電話代（3月利用分）	⑨	
R7.5.12	5-3		17,825	718,651	4月分人件費	⑧	
R7.5.12	5-4		4,700	713,951	朝日新聞購読料	⑥	
R7.5.12	5-5		1,089	712,862	4月分ポケットw i f i利用料	⑨	
R7.5.12	5-6		1,219	711,643	3月分携帯電話代（3月1日～3月31日）	⑨	
R7.5.19	5-7		92,685	618,958	専門誌購読料	⑥	
R7.5.20	5-8		33,055	585,903	6月分事務所賃借料	⑨	
R7.5.26	5-9		147,906	437,997	市政報告チラシ印刷代	⑦	
月計		0	301,475				
累計		810,000	372,003	437,997			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.6.3	6-1		242,415	195,582	市政報告チラシポスティング代	⑦	
R7.6.6	6-2		1,127	194,455	事務所電気代(4月22日～5月22日)	⑨	
R7.6.6	6-3		1,926	192,529	事務所電話代(4月利用分)	⑨	
R7.6.6	6-4		1,446	191,083	事務所水道代(3月11日～5月9日)	⑨	
R7.6.10	6-5		4,700	186,383	朝日新聞購読料	⑥	
R7.6.10	6-6		1,089	185,294	5月分ポケットw i f i 利用料	⑨	
R7.6.10	6-7		1,211	184,083	4月分携帯電話代(4月1日～4月30日)	⑨	
R7.6.10	6-8		16,500	167,583	情報サービス購読料(7月～9月分)	①	
R7.6.11	6-9		16,100	151,483	5月分人件費	⑧	
R7.6.24	6-10		33,055	118,428	7月分事務所賃借料	⑨	
R7.6.26	6-11		10,000	108,428	7・8月分駐車場代	⑨	
月計		0	329,569				
累計		810,000	701,572	108,428			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.7.7	7-1		1,166	107,262	事務所電気代（5月23日～6月19日）	⑨	
R7.7.7	7-2		1,926	105,336	事務所電話代（5月利用分）	⑨	
R7.7.9	7-3		17,250	88,086	6月分人件費	⑧	
R7.7.10		810,000		898,086	政務活動費7月8月9月受け入れ		
R7.7.10	7-4		4,700	893,386	朝日新聞購読料	⑥	
R7.7.10	7-5		1,089	892,297	6月分ポケットwifi利用料	⑨	
R7.7.10	7-6		1,211	891,086	5月分携帯電話代（5月1日～5月31日）	⑨	
R7.7.25	7-7		33,055	858,031	8月分事務所賃借料	⑨	
R7.7.31	7-8		420	857,611	島根県内視察交通費	①	
R7.7.31	7-9		420	857,191	島根県内視察交通費	①	
月計		810,000	61,237				
累計		1,620,000	762,809	857,191			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受け入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.8.4	8-1		420	856,771	山形県内・宮城県内視察交通費	①	
R7.8.5	8-2		210	856,561	山形県内・宮城県内視察交通費	①	
R7.8.5	8-3		420	856,141	山形県内・宮城県内視察交通費	①	
R7.8.6	8-4		2,029	854,112	事務所電気代(6月20日~7月21日)	⑨	
R7.8.6	8-5		1,926	852,186	事務所電話代(6月利用分)	⑨	
R7.8.6	8-6		18,975	833,211	7月分人件費	⑧	
R7.8.12	8-7		4,700	828,511	朝日新聞購読料	⑥	
R7.8.12	8-8		1,089	827,422	7月分ポケットwifi利用料	⑨	
R7.8.12	8-9		1,213	826,209	6月分携帯電話代(6月1日~6月30日)	⑨	
R7.8.22	8-10		33,055	793,154	9月分事務所賃借料	⑨	
R7.8.22	8-11		10,000	783,154	9・10月分駐車場代	⑨	
R7.8.28	8-12		147,906	635,248	市政報告チラシ印刷代	⑦	
月計		0	221,943				
累計		1,620,000	984,752	635,248			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.9.1	9-1		1,494	633,754	事務所水道代（5月10日～7月10日）	⑨	
R7.9.8	9-2		2,231	631,523	事務所電気代（7月22日～8月24日）	⑨	
R7.9.8	9-3		1,944	629,579	事務所電話代（7月利用分）	⑨	
R7.9.9	9-4		242,415	387,164	市政報告チラシポスティング代	⑦	
R7.9.10	9-5		12,075	375,089	8月分人件費	⑧	
R7.9.10	9-6		4,700	370,389	朝日新聞購読料	⑥	
R7.9.10	9-7		1,089	369,300	8月分ポケットw i f i 利用料	⑨	
R7.9.10	9-8		1,212	368,088	7月分携帯電話代（7月1日～7月31日）	⑨	
R7.9.10	9-9		16,500	351,588	情報サービス購読料（10月～12月分）	①	
R7.9.10	9-10		24,980	326,608	島根県内視察交通費（往復分）	①	
R7.9.10	9-11		2,560	324,048	島根県内視察受入お礼品	①	
R7.9.10	9-12		47,200	276,848	山形県内・宮城県内視察交通費	①	
R7.9.10	9-13		4,968	271,880	山形県内・宮城県内視察受入お礼品	①	
R7.9.10	9-14		9,140	262,740	山形県内・宮城県内視察宿泊費	①	
R7.9.25	9-15		33,055	229,685	10月分事務所賃借料	⑨	
月計		0	405,563				
累計		1,620,000	1,390,315	229,685			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7. 10. 2	10-1		1,446	228,239	事務所水道代（7月11日～9月9日）	⑨	
R7. 10. 8	10-2		1,580	226,659	事務所電気代（8月25日～9月21日）	⑨	
R7. 10. 8	10-3		1,936	224,723	事務所電話代（8月利用分）	⑨	
R7. 10. 10		810,000		1,034,723	政務活動費10月11月12月受け入れ		
R7. 10. 10	10-4		18,975	1,015,748	9月分人件費	⑧	
R7. 10. 10	10-5		4,700	1,011,048	朝日新聞購読料	⑥	
R7. 10. 10	10-6		1,089	1,009,959	9月分ポケットw i f i 利用料	⑨	
R7. 10. 10	10-7		1,212	1,008,747	8月分携帯電話代(8月1日～8月31日)	⑨	
R7. 10. 20	10-8		33,055	975,692	11月分事務所賃借料	⑨	
月計		810,000	63,993				
累計		2,430,000	1,454,308	975,692			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.11.4	11-1		1,233	974,459	事務所電気代(9月22日～10月21日)	⑨	
R7.11.4	11-2		1,927	972,532	事務所電話代(9月利用分)	⑨	
R7.11.10	11-3		18,000	954,532	10月分人件費	⑧	
R7.11.10	11-4		4,700	949,832	朝日新聞購読料	⑥	
R7.11.10	11-5		1,089	948,743	10月分ポケットw i f i利用料	⑨	
R7.11.10	11-6		1,212	947,531	9月分携帯電話代(9月1日～9月30日)	⑨	
R7.11.12	11-7		10,000	937,531	11・12月分駐車場代	⑨	
R7.11.20	11-8		33,055	904,476	12月分事務所賃借料	⑨	
月計		0	71,216				
累計		2,430,000	1,525,524	904,476			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R7.12.2	12-1		147,906	756,570	市政報告チラシ印刷代	⑦	
R7.12.2	12-2		242,415	514,155	市政報告チラシポストティング代	⑦	
R7.12.3	12-3		1,494	512,661	事務所水道代（9月10日～11月10日）	⑨	
R7.12.5	12-4		1,060	511,601	事務所電気代（10月22日～11月20日）	⑨	
R7.12.8	12-5		1,927	509,674	事務所電話代（10月利用分）	⑨	
R7.12.10	12-6		16,800	492,874	11月分人件費	⑧	
R7.12.10	12-7		4,700	488,174	朝日新聞購読料	⑥	
R7.12.10	12-8		1,089	487,085	11月分ポケットw i f i 利用料	⑨	
R7.12.10	12-9		1,212	485,873	10月分携帯電話代（10月1日～10月31日）	⑨	
R7.12.10	12-10		13,174	472,699	書籍代	⑥	
R7.12.10	12-11		16,500	456,199	情報サービス購読料（1月～3月分）	①	
R7.12.17	12-12		10,000	446,199	1・2月分駐車場代	⑨	
R7.12.18	12-13		33,055	413,144	1月分事務所賃借料	⑨	
月計		0	491,332				
累計		2,430,000	2,016,856	413,144			

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R8.1.8	1-1		16,800	396,344	12月分人件費	⑧	
R8.1.8	1-2		1,087	395,257	事務所電気代（11月21日～12月18日）	⑨	
R8.1.8	1-3		1,936	393,321	事務所電話代（11月利用分）	⑨	
R8.1.9		810,000		1,203,321	政務活動費1月2月3月受け入れ		
R8.1.13	1-4		4,700	1,198,621	朝日新聞購読料	⑥	
R8.1.13	1-5		1,089	1,197,532	12月分ポケットw i f i 利用料	⑨	
R8.1.13	1-6		1,217	1,196,315	11月分携帯電話代(11月1日～11月30日)	⑨	
R8.1.13	1-7		5,726	1,190,589	セキュリティソフト代	⑨	
R8.1.22	1-8		33,055	1,157,534	2月分事務所賃借料	⑨	
月計		810,000	65,610				
累計		3,240,000	2,082,466	1,157,534			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R8.2.2	2-1		1,446	1,156,088	事務所水道代（11月11日～1月9日）	⑨	
R8.2.2	2-2		147,906	1,008,182	市政報告チラシ印刷代	⑦	
R8.2.2	2-3		242,415	765,767	市政報告チラシポストティング代	⑦	
R8.2.9	2-4		1,272	764,495	事務所電気代（12月19日～1月22日）	⑨	
R8.2.9	2-5		1,927	762,568	事務所電話代（12月利用分）	⑨	
R8.2.10	2-6		16,800	745,768	1月分人件費	⑧	
R8.2.10	2-7		4,700	741,068	朝日新聞購読料	⑥	
R8.2.10	2-8		1,089	739,979	1月分ポケットw i f i 利用料	⑨	
R8.2.10	2-9		1,222	738,757	12月分携帯電話代(12月1日～12月31日)	⑨	
R8.2.25	2-10		10,000	728,757	3・4月分駐車場代	⑨	
R8.2.27	2-11		33,055	695,702	3月分事務所賃借料	⑨	
月計		0	461,832				
累計		3,240,000	2,544,298	695,702			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	項目	その他
R8.3.9	3-1		1,118	694,584	事務所電気代（1月23日～2月19日）	⑨	
R8.3.9	3-2		1,944	692,640	事務所電話代（1月利用分）	⑨	
R8.3.9	3-3		16,800	675,840	2月分人件費	⑧	
R8.3.10	3-4		4,700	671,140	朝日新聞購読料	⑥	
R8.3.10	3-5		1,089	670,051	2月分ポケットw i f i 利用料	⑨	
R8.3.10	3-6		1,216	668,835	1月分携帯電話代（1月1日～1月31日）	⑨	
R8.3.18	3-7		16,500	652,335	情報サービス購読料（4月～6月分）	①	
R8.3.18	3-8		33,055	619,280	4月分事務所賃借料	⑨	
月計		0	76,422				
累計		3,240,000	2,620,720	619,280			

- 備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。（政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など）
- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。（次の番号の記載でも可）（①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費）

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

加藤 慎平

ふりがな			
被雇用者の氏名			
生年月日			
住所	〒 XXXXXXXXXX 堺市 XXXXXXXXXX		
雇用期間 (雇用開始日)	2024年10月1日～2025年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	7時間 / 週 (1日 2～5時間 × 2日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1150 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	50	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 3.5時間</u> (週勤務時間数) 7 時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	堺市	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和6年10月1日 から 令和7年3月31日まで	
就業場所	堺市中区深井中町 761-16 加藤慎平事務所など	
仕事内容	政務活動の補助、書類作成など	
就業時間 (休憩時間)	午前9時00分から午後5時00分までの間で週2日7時間勤務	
休 日	土日祝日。大型連休（4月29日～5月5日） お盆（8月13日～16日）年末年始（12月29日～1月3日）	
給与（賃金）	時給 1150 円	
給与支払	毎月末締め 翌月10日支払い	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和6年9月27日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 加藤 慎平</p> <p style="text-align: right;">被雇用者</p>		

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

加藤 慎平

ふりがな	[REDACTED]		
被雇用者の氏名	[REDACTED]		
生年月日	[REDACTED]		
住所	〒 [REDACTED] 堺市 [REDACTED]		
雇用期間 (雇用開始日)	2025年4月1日～2026年3月31日		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	7時間 / 週 (1日 2～5時間×2日 / 週)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1150	円
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動		
按分	50	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 3.5 時間</u> (週勤務時間数) 7 時間	
	%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	堺市	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和7年4月1日 から 令和8年3月31日まで	
就業場所	堺市中区深井中町 761-16 加藤慎平事務所など	
仕事内容	政務活動の補助、書類作成など	
就業時間 (休憩時間)	午前9時00分から午後5時00分までの間で週2日7時間勤務	
休 日	土日祝日。大型連休（4月29日～5月6日） お盆（8月9日～17日）年末年始（12月27日～1月4日）	
給与（賃金）	時給 1150 円	
給与支払	毎月末締め 翌月10日支払い	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和7年3月21日</p> <p style="text-align: right;">雇用者 加藤 慎平</p> <p style="text-align: right;">被雇用者</p>		

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名

加藤 慎平

ふりがな						
被雇用者の氏名						
生年月日						
住所	〒 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX					
雇用期間 (雇用開始日)	2025年10月1日～2026年3月31日					
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)					
勤務時間数	7時間 / 週 (1日 2～5時間×2日 / 週)					
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1200	円			
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input 2"="" type="checkbox/>()活動</td> </tr> <tr> <td rowspan="/> 按分			50	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 <u>(週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 3.5時間</u> (週勤務時間数) 7時間	
%	<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照					
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。					
備考						

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動+後援会活動	1 / 2
政務活動+後援会活動+政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	堺市 	TEL
下記の条件で契約します。		
雇用期間	令和7年10月1日 から 令和8年3月31日まで	
就業場所	堺市中区深井中町 761-16 加藤慎平事務所など	
仕事内容	政務活動の補助、書類作成など	
就業時間 (休憩時間)	午前9時00分から午後5時00分までの間で週2日7時間勤務	
休 日	土日祝日。大型連休（4月29日～5月6日） お盆（8月9日～17日）年末年始（12月27日～1月4日）	
給与（賃金）	時給 1200 円	
給与支払	毎月末締め 翌月10日支払い	
給与振込先	現金支給	
上記契約期間満了をもって本契約を解消する。		
<p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <p>令和7年9月26日</p> <p>雇用者 加藤 慎平 </p> <p>被雇用者 </p> </div>		

出勤簿 (R7年 3 月)

氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時刻	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1日		:	:	:	:	
2日		:	:	:	:	
3日		:	:	:	:	
4日		:	:	:	:	
5日	水	9:00	14:00	5:00	:	
6日		:	:	:	:	
7日	金	15:00	17:00	2:00	:	
8日		:	:	:	:	
9日		:	:	:	:	
10日		:	:	:	:	
11日		:	:	:	:	
12日	水	9:00	14:00	5:00	:	
13日		:	:	:	:	
14日	金	15:00	17:00	2:00	:	
15日		:	:	:	:	
16日		:	:	:	:	
17日		:	:	:	:	
18日		:	:	:	:	
19日	水	15:00	17:00	2:00	:	
20日		:	:	:	:	
21日	金	9:00	14:00	5:00	:	
22日		:	:	:	:	
23日		:	:	:	:	
24日		:	:	:	:	
25日		:	:	:	:	
26日	水	9:00	14:00	5:00	:	
27日		:	:	:	:	
28日	金	15:00	17:00	2:00	:	
29日		:	:	:	:	
30日		:	:	:	:	
31日	月	15:00	17:00	2:00	:	
合計				30:00	:	
出勤日数				9	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火					
2	水					
3	木					
4	金	09:00	14:00	05:00		
5	土					
6	日					
7	月					
8	火					
9	水	09:00	14:00	05:00		
10	木					
11	金	15:00	17:00	02:00		
12	土					
13	日					
14	月	15:00	17:00	02:00		
15	火	09:00	14:00	05:00		
16	水					
17	木					
18	金					
19	土					
20	日					
21	月	15:00	17:00	02:00		
22	火					
23	水	09:00	14:00	05:00		
24	木					
25	金					
26	土					
27	日					
28	月	09:00	14:00	05:00		
29	火					
30	水					
合計				31:00	0:00	
出勤日数				8	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木					
2	金					
3	土					
4	日					
5	月					
6	火					
7	水	09:00	14:00	05:00		
8	木					
9	金	15:00	17:00	02:00		
10	土					
11	日					
12	月	09:00	14:00	05:00		
13	火					
14	水					
15	木					
16	金	15:00	17:00	02:00		
17	土					
18	日					
19	月	09:00	14:00	05:00		
20	火					
21	水	15:00	17:00	02:00		
22	木					
23	金					
24	土					
25	日					
26	月	15:00	17:00	02:00		
27	火					
28	水	09:00	14:00	05:00		
29	木					
30	金					
31	土					
合計				28:00	0:00	
出勤日数				8	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月					
3	火	09:00	14:00	05:00		
4	水					
5	木					
6	金	15:00	17:00	02:00		
7	土					
8	日					
9	月					
10	火					
11	水	09:00	14:00	05:00		
12	木					
13	金	15:00	17:00	02:00		
14	土					
15	日					
16	月					
17	火					
18	水	15:00	17:00	02:00		
19	木					
20	金	09:00	14:00	05:00		
21	土					
22	日					
23	月					
24	火					
25	水	15:00	17:00	02:00		
26	木	09:00	14:00	05:00		
27	金					
28	土					
29	日					
30	月	15:00	17:00	02:00		
合計				30:00	0:00	
出勤日数				9 日		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	火					
2	水	09:00	14:00	05:00		
3	木					
4	金					
5	土					
6	日					
7	月	09:00	14:00	05:00		
8	火					
9	水	15:00	17:00	02:00		
10	木					
11	金					
12	土					
13	日					
14	月					
15	火					
16	水	15:00	17:00	02:00		
17	木	09:00	14:00	05:00		
18	金					
19	土					
20	日					
21	月					
22	火	09:00	14:00	05:00		
23	水	15:00	17:00	02:00		
24	木					
25	金					
26	土					
27	日					
28	月	15:00	17:00	02:00		
29	火					
30	水	09:00	14:00	05:00		
31	木					
合計				33:00	0:00	
出勤日数				9		



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	金					
2	土					
3	日					
4	月	09:00	14:00	05:00		
5	火					
6	水	15:00	17:00	02:00		
7	木					
8	金					
9	土					
10	日					
11	月					
12	火					
13	水					
14	木					
15	金					
16	土					
17	日					
18	月					
19	火					
20	水	15:00	17:00	02:00		
21	木					
22	金	09:00	14:00	05:00		
23	土					
24	日					
25	月	09:00	14:00	05:00		
26	火					
27	水	15:00	17:00	02:00		
28	木					
29	金					
30	土					
31	日					
合計				21:00	0:00	
出勤日数				6		



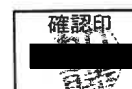
氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備 考
				基 本	時間外	
1	月	09:00	14:00	05:00		
2	火					
3	水	15:00	17:00	02:00		
4	木					
5	金					
6	土					
7	日					
8	月	09:00	14:00	05:00		
9	火					
10	水	15:00	17:00	02:00		
11	木					
12	金					
13	土					
14	日					
15	月					
16	火					
17	水	09:00	14:00	05:00		
18	木					
19	金	15:00	17:00	02:00		
20	土					
21	日					
22	月	09:00	14:00	05:00		
23	火					
24	水					
25	木					
26	金	15:00	17:00	02:00		
27	土					
28	日					
29	月					
30	火	09:00	14:00	05:00		
合計				33:00	0:00	
出勤日数				9	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	水					
2	木	15:00	17:00	02:00		
3	金					
4	土					
5	日					
6	月					
7	火					
8	水	09:00	14:00	05:00		
9	木					
10	金	15:00	17:00	02:00		
11	土					
12	日					
13	月					
14	火	15:00	17:00	02:00		
15	水	09:00	14:00	05:00		
16	木					
17	金					
18	土					
19	日					
20	月	15:00	17:00	02:00		
21	火					
22	水	09:00	14:00	05:00		
23	木					
24	金					
25	土					
26	日					
27	月	09:00	14:00	05:00		
28	火					
29	水					
30	木					
31	金	15:00	17:00	02:00		
合計				30:00	0:00	
出勤日数				9	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	土					
2	日					
3	月					
4	火	15:00	17:00	02:00		
5	水					
6	木					
7	金	09:00	14:00	05:00		
8	土					
9	日					
10	月	15:00	17:00	02:00		
11	火					
12	水					
13	木	09:00	14:00	05:00		
14	金					
15	土					
16	日					
17	月	09:00	14:00	05:00		
18	火					
19	水					
20	木					
21	金	15:00	17:00	02:00		
22	土					
23	日					
24	月					
25	火					
26	水	09:00	14:00	05:00		
27	木					
28	金	15:00	17:00	02:00		
29	土					
30	日					
合計				28:00	0:00	
出勤日数				8		日



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	月					
2	火					
3	水	09:00	14:00	05:00		
4	木					
5	金	15:00	17:00	02:00		
6	土					
7	日					
8	月	09:00	14:00	05:00		
9	火					
10	水	15:00	17:00	02:00		
11	木					
12	金					
13	土					
14	日					
15	月					
16	火					
17	水	09:00	14:00	05:00		
18	木					
19	金	15:00	17:00	02:00		
20	土					
21	日					
22	月	15:00	17:00	02:00		
23	火					
24	水					
25	木					
26	金	09:00	14:00	05:00		
27	土					
28	日					
29	月					
30	火					
31	水					
合計				28:00	0:00	
出勤日数				8	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	木					
2	金					
3	土					
4	日					
5	月					
6	火					
7	水	15:00	17:00	02:00		
8	木	09:00	14:00	05:00		
9	金					
10	土					
11	日					
12	月					
13	火					
14	水	15:00	17:00	02:00		
15	木					
16	金	09:00	14:00	05:00		
17	土					
18	日					
19	月					
20	火	09:00	14:00	05:00		
21	水					
22	木					
23	金	15:00	17:00	02:00		
24	土					
25	日					
26	月	09:00	14:00	05:00		
27	火					
28	水	15:00	17:00	02:00		
29	木					
30	金					
31	土					
合計				28:00	0:00	
出勤日数				8	日	



氏名: XXXXXXXXXX

日	曜日	始業時間	終業時刻	労働時間		備考
				基本	時間外	
1	日					
2	月	09:00	14:00	05:00		
3	火					
4	水	15:00	17:00	02:00		
5	木					
6	金					
7	土					
8	日					
9	月	15:00	17:00	02:00		
10	火	09:00	14:00	05:00		
11	水					
12	木					
13	金					
14	土					
15	日					
16	月	09:00	14:00	05:00		
17	火					
18	水	15:00	17:00	02:00		
19	木					
20	金					
21	土					
22	日					
23	月					
24	火	15:00	17:00	02:00		
25	水					
26	木					
27	金	09:00	14:00	05:00		
28	土					
合計				28:00	0:00	
出勤日数				8	日	



建物賃貸借契約書

(事業用)

令和5年4月12日

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会 制定

会員業務用

建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人 [REDACTED] を甲とし、賃借人 加藤慎平 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

所在地	堺市中区深井中町761-16		
住居表示	〃		
家屋番号		建物種類	店舗
建物名称	深井中町店舗	住戸番号	
構造	鉄骨造鉄板葺平屋 階建（目的物の所在階数 1 階）		
	（ <input checked="" type="checkbox"/> 共同建 <input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 長屋建 <input type="checkbox"/> その他 ）		
床面積	20.1㎡		
施工仕様	内外装仕称現状渡し		
付属設備	トイレ、流し台、照明器具。		
付属施設			
付記事項	現状有姿とする。		

- ※記入例→ 施工仕様…… 内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等
- 付属設備…… 給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、〇〇〇機械設備一式 等
- 付属施設…… 駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園 等

(2) 賃貸借契約期間および引渡し日

始期 および 引渡し日 令和5年5月 / 日より 終期 令和8年4月30日まで	3年0ヵ月間とする
---	-----------

(3) 賃料、共益費

	金額	支払い方法	振込による場合
賃料	月額 66,000円	賃料、共益費を共に現金持参または振込による方法により、毎月末日までに翌月分を先払いする。	金融機関名 大阪信用金庫 深井支店
共益費	月額 0円		預金 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 [REDACTED] 宛先名義人 [REDACTED] フリガナ [REDACTED]

(4) 保証金

礼金	[REDACTED]	円	敷金	[REDACTED]	円
----	------------	---	----	------------	---

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人 (社名・代表者)	住所 〒堺市 [REDACTED]	氏名 [REDACTED]	TEL [REDACTED]
管理人 (社名・代表者)	住所 〒 [REDACTED]	氏名 同上	TEL [REDACTED]

(6) 入居者

賃借人	氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合地位(代表者、所長、管理責任者、社員等)
(本人)	加藤 慎平		
家族又は従業者・社員など本物件建物内入居者 (多人数の場合はその他従業員〇〇名)等記入			
()人			

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所	大阪府寝屋川市 [REDACTED]	
	氏名	[REDACTED]	年齢 [REDACTED]
	職業	[REDACTED]	借主との関係 [REDACTED]

II. 契約条項

(目的および用途)

- 第1条 甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
2. 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(賃貸借期間および引渡し日)

- 第2条 賃貸借期間および引渡し日は、標記のとおりとする。
2. 甲および乙は、協議のうえ、本契約を更新することができる。

(賃料等)

- 第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
3. 乙は、翌月分の賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日までに甲方に持参して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。
- ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。
4. 1カ月に満たない賃料等は、1カ月を30日として日割り計算する。
5. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

- 第4条 乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。
2. 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。
- ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、標記保証金からこれらの債務金を控除することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。
3. 前項の解約時控除金は、本契約締結に際し、一時金として乙が負担すべき金員であって、乙に返還されないものとする。
4. 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金とを相殺することはできない。
5. 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

(本物件内の造作等)

- 第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。
- ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。
2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめた

ときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

- (1)本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え。
- (2)電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等。
- (3)本物件の外表面(出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む)での商号、商標、その他の表示。

2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は乙の負担とする。
3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、乙の故意・過失により修理、取換えの必要な場合は、これに要する費用は乙の負担とする。
4. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。
5. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理の実施および方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1)乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
- (2)乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。
- (3)標記に記載した入居者に変更のあるとき。
- (4)乙または連帯保証人が死亡したとき。
- (5)1ヵ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。
- (6)本物件を毀損または滅失したとき。
- (7)出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(承諾が必要な事項)

第11条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1)大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2)第5条（本物件内の造作等）または第6条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第12条 乙は、次の各号の一に該当する行為を行ってはならない。

- (1)本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (2)本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- (3)本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (4)反社会的集団（暴力団、過激な集団等）と関係を持つこと、または、これらの集団に加盟すること。
- (5)本物件において犬、猫等動物の飼育をすること。

(第三者同居の禁止)

第13条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第14条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第15条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

- (1)第3条の賃料等の支払義務
- (2)乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務
2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。
 - (1)第1条の使用目的遵守義務
 - (2)第11条（承諾が必要な事項）に規定する事項の遵守義務
 - (3)第12条（禁止事項）に規定する事項の遵守義務
 - (4)第13条（第三者同居の禁止）の遵守義務
 - (5)その他本契約書に規定する乙の義務

(契約の終了)

第16条 次の各号に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- (1)天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物

件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
(2)法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、
取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第 17 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の³⁴月前までに甲に書面で予告しなければならない。
ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の³⁴月分相当額を支払い即時解約することができる。

(明け渡し)

第 18 条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。
2. 甲および乙は、前項明け渡しに際しては、双方が立会のうえ確認し、損耗の存するとき、その内容および原状回復の施工方法について協議するものとする。
3. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。
4. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
5. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

第 19 条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。
2. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。

(雑則)

第 20 条 本物件における電気、ガス、上下水道、電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(消費税)

第 21 条 乙は、第 3 条に定める賃料および共益費、第 4 条第 2 項の解約時控除金および第 18 条第 5 項の損害金について、消費税としてそれらの %相当額を負担するものとする。
なお、解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約締結時に標記の保証金と共に、甲に支払うものとする。

(協議事項)

第 22 条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約条項)

第 23 条 下記条項のとおりとする。

現状有姿とする。

以上

Ⅲ. 反社会的勢力排除条項

(反社会的勢力の排除)

第1条 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
- (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
- (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
- (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(禁止または制限される行為)

第2条 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
- (2) 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
- (3) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

(契約の解除)

第3条 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

- (1) 第1条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
2. 甲は、乙が前条各号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

以上

令和5年5月1日

お客様各位

『反社会的勢力排除条項』について

安全で住みよい社会は、すべての人に共通の願いです。暴力団等の反社会的勢力は、安全で住みよい社会の実現をおびやかす存在であり、国民生活から反社会的勢力を排除していくことが社会的に求められています。このような社会的要請のもと、各都道府県では、反社会的勢力排除の取組が積極的に進められており、ほとんどの都道府県で「暴力団排除条例」が制定されています。

「暴力団排除条例」では、おおむね、不動産所有者（売主・貸主）に対して、

- ① 暴力団事務所の用に供されることを知って、譲渡等に係る契約をしてはならない。
- ② 譲渡等に係る契約の締結前に、暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努める。
- ③ 譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努める。
 - ア 暴力団事務所の用に供してはならない
 - イ 暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告することなく当該契約を解除することができる
- ④ 暴力団事務所の用に供されることが判明した場合、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除するよう努める。

等が規定されています。

不動産流通業界では、「暴力団排除条例」に対応するため、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課の指導の下、国土交通省総合政策局不動産課の協力を得て、「売買契約書」「媒介契約書」「賃貸住宅契約書」において反社会的勢力との取引を排除する規定を設けましたので、ご理解とご協力を頂きますようお願い致します。

記

〈趣旨〉

本規定は、契約書において①あらかじめ契約当事者が反社会的勢力でない旨等を相互に確約し、②契約後において取引の相手方が反社会的勢力であったことが判明した場合や反社会的勢力の事務所等に供された場合に、契約の解除等速やかに反社会的勢力の排除の対応ができるよう定めておくものです。

以上

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

令和5年5月 / 日

甲（賃貸人）

住所 堺市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
(TEL [REDACTED])

乙（賃借人）

住所 堺市 [REDACTED]
氏名 加藤 慎平 [REDACTED]
(TEL 072-270-1179)

連帯保証人

住所 大阪府寝屋川市 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]
(TEL [REDACTED])

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号 _____
事務所所在地 _____
商号(名称) _____
代表者氏名 _____
宅地建物取引主任者 登録番号 _____
氏名 _____ 印 _____

媒介業者

駐車場賃貸借契約書

今 6 年 4 月 25 日

賃貸人	住所	堺市 [REDACTED]	印鑑	[REDACTED]
	氏名	[REDACTED]		[REDACTED]
賃借人	住所	堺市 [REDACTED]	印鑑	[REDACTED]
	氏名	加藤 慎平		[REDACTED]

1	場所	堺市中区深井北町 757-29					
2	駐車場 区画	[REDACTED]					
3	車 両	車名	シエタ (トヨタ)	登録番号	[REDACTED]	特約	登録車両以外 無断駐車厳禁
4	賃 料	一ヶ月	10,000 円	支払方法	当月末翌月前納 2ヶ月前納	特約	2ヶ月分滞納の ときは無催告解除
5	期 間	自	今 6 年 5 月 1 日	満	年間	特約	更新可
6	損害賠償	駐車場施設に対し損害を加えたとき 賃借人損害負担 車両相互間当事者負担 施設内賃貸人賠償義務なし					
7	権利譲渡 禁、止	賃借権譲渡禁止 賃借権無断転貸禁止				特約	違反のときは 無催告解除
8	解 約	賃貸人 / ヶ月前予告 賃借人 / ヶ月前予告 解約可能					
9	保証金	金	[REDACTED]	円也	契約終了時明渡完了と 同時に諸費用控除返還 [REDACTED]		
10	そ の 他	賃貸人の定める管理規程によるほか賃貸人の指示による。					

複製禁止

32316-2 61.6新

出張報告書

令和7年9月22日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 ①松江市総合計画”MATSUE DREAMS 2030”の策定について

2. 期間 令和7年7月31日(木)

3. 日程等

月日	時刻	出張先(都市・施設名等)
① 7月31日	14:00~15:30	松江市役所

4. 面談者

<松江市>

・政策部政策企画課

課長

〃

係長

〃

副主任

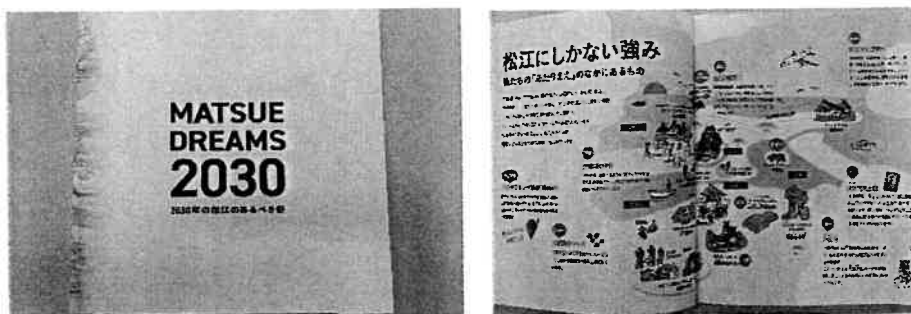
5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

①松江市総合計画” MATSUE DREAMS 2030” の策定について

本市では市政運営の大方針として令和3年度から令和7年度までを計画期間とする「堺市基本計画2025」を策定し、計画推進に向けた部署も設置した上で、予算編成も意識し計画推進を進めてきた。計画では2030年をゴールとする3つのKGIと2025年を目標とする各施策の成果指標である35のKPIを設定し、全庁で達成に向けた取組を進めている。一方で、計画の課題として成果指標の設定が妥当なのか、また基本計画は市政運営の大方針とされるものでどのように市民に伝えていくのかなどがあげられる。令和7年度は次期計画の策定作業が進められている中で、参考にするため、総合計画策定において先進的な取組を行っている松江市の” MATSUE DREAMS 2030” の策定取組を視察した。

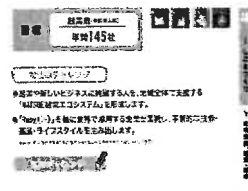
■MATSUE DREAMS 2030 について

松江市では計画の策定にあたって、まずは計画の目標年度となる2030年にどのような松江市になってほしいかという観点で、タウンミーティングやアンケートなどを通じて市民約2000人を巻き込んであるべき姿について考えることから始めた。その中で、各分野での松江にしかない強みを活かし、あるべき姿に向かう“松江のジダイ”をつくるということを基本理念に掲げる方針を示し、あるべき姿として‘夢を実現できるまち誇れるまち松江’を掲げた。



市の将来像を考えるうえで最も重要な市の人口ビジョンについては、若い世代の人口増加と出生数の回復を図り、バランスの取れた年齢構成への移行を進めることで将来人口推計約15万人を上回る2060年に18万人をめざすこととした。また、将来のまちのかたちとしては、市街地や集落などの既存コミュニティを公共交通などで結ぶ“コンパクト・プラス・ネットワーク”を形成し、市内のバランスのとれた発展をめざすとした。

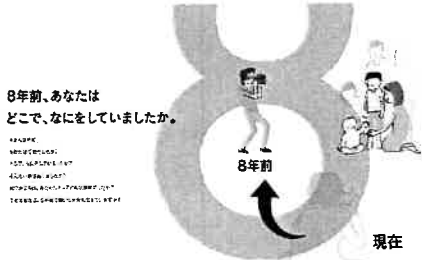
将来像の実現のため、5つの柱、①しごとづくり②ひとづくり③つながりづくり④どだづくり⑤なかまづくり、を立てて具体的な18の施策をひもづけて実現に向けて取組を進めている。各施策分野を横断した18の施策については、それぞれに対応した2030年に市民の実感と成果指標を設定している。例えば、①しごとづくりでは、産業振興分野では2030年の実感として“あの面白い企業松江発って知ってる？”として創業数年間145社、観光振興分野では“世界中から松江に人が集まる”として観光消費額、年間750億円などを掲げ、その計画に沿って現在では市の中心市街地に飲食店やものづくり体験ができる職人商店街の形成や令和6年10月には旧日銀松江支店を改築したカラコロ工房がリニューアルオープンし地元産品を集めたマルシェや文化歴史の学びの場などにぎわい拠点となっている。



■市民参加の計画取組について

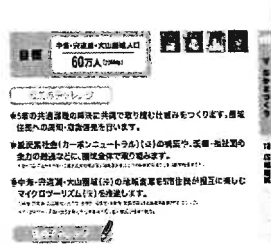
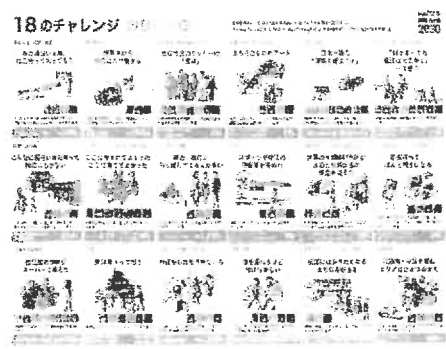
松江市の計画の特徴としては市民参加の取組、市民と一緒にどのような松江市にしていきたいのか、将来像が描かれているとともに、年齢層問わずに見てわかる、イラストもふんだんに使われていることである。計画の冊子自体も外商で使われるカタログサイズを意識するなど手に取りやすいものになっている。また、市民ひとりひとりが主人公という視点で計画が策定されているのも珍しく、こうした取組が評価され、民間団体が主催するマニフェスト大賞の首長部門で最優秀賞を獲得した。この背景としては市民やNPO、企業、専門家などの外部委員で構成される松江市総合計画審議会でもわかりやすく、わくわくする計画、市民参加につながる計画とするよう意見があったことが挙げられる。また、計画の名称は計画策定支援業務の受託事業者からキャッチーで手に取りやすいようにという狙いで提案してもらったものである。

策定に向けた市民参加としては、高校生から40代までの市民100人程度が参加したミライソウゾウ会議、地域の意見を聞くための5つのエリア別、公民館などのブロック単位で意見を聞くとともにアンケートを実施し計画策定の参考にした。また、策定後の市民周知については、市の広報媒体や動画の作成、デジタルサイネージ、市長や職員による出前講座も行っている。



■成果指標の設定と進捗管理について

計画の建付けとしては基本構想と基本施策から構成され、基本施策には各分野の18の施策ごとに成果指標（KPI）を設定している。



【各成果指標 18】

- ・創業数（新設法人数） 年間145社
- ・中心市街地商店街の店舗利用率 93.6%
- ・第一次産業の産出額 年間102億円
- ・観光消費額 年間750億円
- ・出生率2.22 子育て支援策の満足度60%
- ・将来の夢や希望を持つ子どもの割合 小学生87% 中学生72%
- ・市民活動、地域活動への参画の割合 65%
- ・UI ターン者数 年間1230人
- ・松江の伝統文化芸術を誇りに思う市民の割合 77%
- ・週1回以上スポーツに取り組んでいる市民の割合 70%
- ・健康寿命 女性21.6年 男性18.4年
- ・二酸化炭素排出量 916千t-CO₂
- ・中心市街地の水辺が利用しやすいと感じる市民の割合 70%
- ・住みやすさを実感する市民の割合 90%
- ・災害時の安心感を持つ市民の割合 77%
- ・行政サービスの利便性に満足している市民の割合 65%
- ・中海、宍道湖、大山圏域人口 60万人（2060年）

この進捗管理には、計画の庁内推進委員会や審議会でも毎年進捗管理と評価検証を行っているとともに進捗について議会に報告している。また、PDCA サイクルを回し、継続的に見直しを図ることで、施策の実効性を高めている。また、18の指標のうち広域連携に関する指標があり、これまで地理的、歴史的、行政的なつながりがある隣接する出雲市や安来市、鳥取県の米子市や境港市に加え大山圏域の町村などとも連携した取組の成果となる人口目標を成果指標として設定している。

「堺市基本計画2025」ではグラフなどは示されているが、イラストは少なく文字が多く、いかにも行政が作成した計画との印象を持っていた。松江市の計画ではイラストや文量、目立たせたい箇所の工夫など市民目線に立った、見てわかりやすい計画となっているのが特徴となっている。また、成果指標も概ね1つの施策に1つの成果指標とめざす取組の方向性も明確になっており、また本市も力を入れている広域連携に関する成果指標も設定されている。こうした取組から本市の次期計画においてもよりわかりやすい計画書とすることや成果指標も本市のものは細分化されていて各局が所管する計画との重複が否めないことからより吟味して、本市がめざす市営運営の大方針としてふさわしい成果指標を設定すること、また今後ますます重要となる広域連携に関する記載をより盛り込むことなど今後の本市の計画策定に活かしていきたいと考える。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

7-8 7-9 9-10 9-11

出張報告書

令和7年9月22日

大阪維新の会堺市議会議員団

会派の名称・議員氏名 加藤 慎平

出張報告は下記のとおりです。

記

1. 目的 ①山形市発展計画2030について
②認知症施策について




2. 期間 令和7年8月4日(月)～令和7年8月5日(火)

3. 日程等

	月 日	時 刻	出張先(都市・施設名等)
①	8月4日	14:00～15:30	山形市役所
②	8月5日	10:00～11:30	仙台市役所

4. 面談者

【山形市】

- ・企画調整部企画調整課  課長補佐
- ・健康医療部健康増進課  課長
- 〃  係長

【仙台市】

- ・保険高齢部地域包括ケア推進課  認知症対策担当課長
- 〃  課長

5. 報告内容【調査内容や成果等について、具体的に記載すること】

① 山形市発展計画2030について

「堺市基本計画2025」の次期計画の策定を進めるうえで参考にするため、同年度の計画策定を先進的に取組まれたとともに、計画に盛り込んでいる健康施策においても厚生労働省などが主催する健康寿命を延ばそうアワードで最優秀賞を受賞するなど先進的に取組む山形市を視察した。

■山形市発展計画2030について

社会環境の大きな転換点となる令和22年の目指すまちの姿を描き、将来から現在の取組むべきことを考えるバックキャスト手法を計画に取り入れている。目指すまちの姿は地域資源として、大学医学部や重粒子線がん治療施設、人口当たりの病院診療所が多いなど豊富な健康医療資源と世界・全国クラスの文化芸術体験ができ、全国でも少ない芸術系大学があり、ユネスコ創造都市ネットワークの加盟など豊富な文化芸術資源があることから、これらの山形市の強みを活かすとともに、人口減少の抑制に向けた対応や人口減少下における対応、高齢化社会への対応といった顕在化する課題への主な対応がより一層求められることから、健康医療先進都市・文化創造都市を確立し、選ばれるまちとなることを大きく掲げた。計画期間は現計画の後継となる令和7年度から令和11年度までとしている。

計画の策定にあたっては、市長の考え方をビデオメッセージで全職員に共有し、各部局を中心に全庁を挙げて検討し、素案を固めていった。また、市長と各部長がディスカッションを通じて方向性の共有を進めると同時に、高校生など若い世代も含む外部の有識者の意見や議会の各党派とも勉強会を行うなど取組を進めた。計画の名称は平成27年度の計画から現市長が採用したものである。

計画で描いた将来像の実現のため、3つのテーマ①まちをつくる②ひとを育む③しごとを豊かにする、とそれを支える行政経営に全19の政策分野を位置付け、成果指標を設定して各種施策を推進している。成果指標の設定にあたってはできるだけアウトカム指標や客観的な指標を採用し、現在の延長戦ではなく2040年を起点に目標の設定を進めた。年度終了ごとに進捗管理し、外部有識者会議にも報告するとしている。

市民に分かりやすいものにするため、計画書の表紙には地域おこし協力隊員として委嘱しているデザイナーに描いてもらうとともに、計画書の中にもイラストが散りばめられ、見やすいものになるよう意識した。策定後の周知は、市のホームページや「広報やまがた」には24ページのうち多くを割いて特集を組んだほか、市中心部へのパネル展示、各地域に出向いての説明会などを開催した。



④ 計画の表紙



④ 街中でのパネル展示



④ 広報やまがた R7 4月号 (一部)

■健康医療先進都市の実現について

健康医療先進都市の実現に向けて「健康プラン2035」を策定し具体的な取組を進めている。その代表的な取組はこれまで山形市で独自に取組んできた SUKSK 生活が挙げられる。食事 (S)、運動 (U)、休養 (K)、社会参加 (S)、禁煙 (K) と5つの取組から頭文字をとった、バランスのよい生活習慣を行う SUKSK 生活を推進することで健康寿命の延伸を図る取組で、独自に分析した結果、山形市民の健康寿命を損なう3大原因、認知症、運動器疾患、脳血管疾患の予防を図っていくことが重要と考えている。



➡ SUKSK 生活のチラシ

SUKSK 生活の具体的な取組の1つが健康ポイント事業 SUKSK で、歩くだけでなくイベントへの参加や日常行動などでポイントを付与し、記念品が当たる仕組みとなっている。登録者数は1万8000人を超えとくに市内企業は健康診断の受診率が高いことなど健康経営の意識が高く、企業などと連携を強化したことで40代や50代などの世代の登録が多いことも特徴の1つである。また、楽しみながら続けられる方策や専門家やヘルスケア企業とも連携している。このほか、特に健康無関心層への徹底したプロモーションをマスコミや SNS、市報の活用、出前講座や登録サポート会、キャンペーンやインセンティブなどを実施している。アプリは、さらなる充実としてマイナポータルとの連携や個別へのアプローチが課題であることから AI が健康アドバイスを行う機能の開発なども進めている。

これら取組の成果によって健康への意識の高まりが見られ、行動の変化にもつながったことがわかるとともに、健康寿命は10年間で男性0.86年女性0.61年延伸した。また、65歳以上の高齢者に占める要介護2以上認定者の割合が減少するなど成果が出始めていると評価している。

これらの取組を支える取組として2019年に山形市が中核市に移行したことで保健所が市に移管され、保健所がもつデータを政策に反映させるため、シンクタンク機能を持たせている。山形市民独自のデータを分析し、施策に活かすことで今後もさらに健康増進の取組を進めるとともにブランディングサイトでこれまでの成果を発信していくことで都市ブランド力を上げて選ばれるまちになるよう取組を進めていくとしている。

山形市発展計画では名称のユニークさと計画書自体も暖かみがあるものに仕上がっていて、市民への周知についても広報やまがたで紙面を割いて伝えることをはじめ、市内へのパネル展示など人目に触れるようさまざまな媒体で取り組んでいる。一方、本市が基本計画2025の策定を伝えた広報誌は1ページのみであった。また、健康と文化を大きく2大方針として掲げ、とくに健康では地域資源を活かして山形市独自の取組を展開し成果も現れている。これらの取組から本市の次期基本計画策定時の取組や健康施策の展開においても参考にしていきたいと考える。

② 認知症施策について

本市では介護を受けずに長生きできる期間を示す健康寿命の延伸を掲げ、高齢者の方々が住み慣れた地域で安心して長生きできる取組を進めている。この中でも高齢化が進んでいく中で認知症患者も増えていくことが想定され、認知症予防や認知症でも安心して暮らせる取組も重要になってくる。本市の認知症施策の充実に活かすため、同じ政令市で認知症施策に先進的に取組む仙台市を視察した。

■認知症施策に取組む背景と施策方針について

仙台市は人口約106万、このうち65歳以上は約27万人（高齢化率25.42%）このうち認知症高齢者は約3万7000人で、軽度認知障害（MCI）は約4万4000人と推計され、今後も増加していくことを想定している。

国では令和元年、認知症施策推進大綱がとりまとめられ、令和6年1月から共生社会の実現を推進するための認知症基本法が施行された。この法律では認知症の人を含めた国民ひとりひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支えあいながら共生する活力ある社会の実現を推進していくとしている。仙台市ではこの法律ができる前から“認知症の当事者ととともに”という考えが根付いており、その背景には映画の題材にもなった市内在住の丹野智文さんの影響や市内に認知症疾患医療センター「いずみの杜診療所」があることなどが大きいとのことである。

認知症について、仙台市の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画で位置付けた8つの施策の1つとして認知症の人と家族が尊厳を保持しつつ希望をもって暮らし続けることができる共生社会づくりの推進を掲げ、具体的には①市民一人ひとりが認知症への理解を深め「認知症になってもともに希望をもって生きることができる」という新しい認知症観を広げる取組の推進②認知症の人の生活におけるバリアフリー化と共生社会づくりの推進③医療・介護専門職等の多職種連携による認知症への対応力の強化を位置付けている。

その上で取組を進める中で「認知症の人へ何ができるか」ではなく「認知症の人とともに何ができるか」をキーワードに何も決めていない段階から本人や家族などから声を聞くことを意識し、具体的に認知症の人やその家族などを支援し、包括支援センターや区役所などに配置している認知症地域支援推進員などが取組を進めているのが特徴である。

■認知症に関係する各施策について

・情報発信について

令和5年度に認知症本人とその家族の思いや希望をもって生きる姿を若い世代も参加してインタビュー形式で撮影、動画投稿サイトで発しているほか、市職員が参加した映画「オレンジランプ」の上映会とアフタートークの実施やさまざまな部署の職員が認知症の方との交流会を実施している。また、若い世代へのアプローチとしても大学生による啓発イベントや子育てフェスタなどでのブース出展なども行っている。

・相談窓口の開設

校区ごとに設置している地域包括支援センターは気軽に相談できるように銀行や郵便局、商業各中施設を会場に相談会を開き、令和6年度は271回実施したほか、各区の行政窓口や医療機関での相談、介護相談、おれんじドア、認知症カフェなどで行っている。

・認知症サポーター

認知症の知識を持ち地域において認知症の人や家族を支援する認知症サポーターは令和6年度末

で11万6052人、令和3年度からサポーターカードに変更し、携帯しやすくした。また市独自の取組として認知症の人やその家族と一緒に歩む認知症パートナー講座も開催している。

・認知症カフェ

認知症の方やその家族の交流の場となる認知症カフェは仙台市内に104か所あります。当事者を派遣する事業のほか、家族が中心としたつどいの場で悩みや経験などを語り合う家族交流会タイプやご本人が中心となるタイプなども設けている。また、運営者や関心がある方ミーティングなども開催している。

・おれんじドア

認知症本人のつどいの場として総合的な相談に応じる8か所の「おれんじドア」を設けている。

・認知症ケアパス

認知症とともに生きるためのケアパスは3種類。本人や家族も参加したワーキングで当事者の声も反映し、全市版、個人版、市内53か所の包括支援センターごとの地域版を作成している。



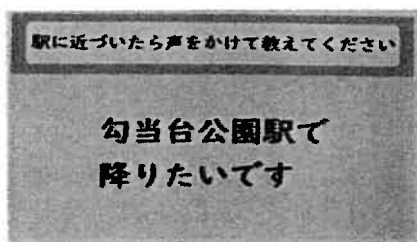
⇒ 個人版ケアパス



⇒ 全体版ケアパス

・希望を叶えるヘルプカード

認知症本人が望んでいることややりたいことなどを安心してスムーズにできるために使うもので、カードには手助けしてほしいことやわかってほしいことを本人が書いて必要な時にだけ見せて使うもので、当事者の声を活かして仙台版のヘルプカードを作成し、令和6年度から開始した。



・スローショッピング事業

買い物に不安を感じる方が認知症サポーターなどと一緒にゆっくり自分のペースで商品を選び、列を気にせず会計するなど生活に欠かせない買い物に対するバリアを解消するための取組で、令和6年度はイオン仙台中山店でモデル事業を3回実施した。この結果、セルフレジなどでバーコードの読み取りの際、空間認識に機能低下があるとやり方を教わっても読み取りが難しいことがわかり、有人レジでもゆっくりと会計できる「ゆっくりレジ」の普及啓発に取り組んでいく方針で、現在8店舗で導入している。令和7年度はワーキングにてスローショッピングやスローレジの拡充に向けてアイデアを出し、商業施設など事業者向けに研修会の開催や包括支援センターなどとスローショッピングの実施の検討を進めることにしている。



・軽度認知障害（MCI）の普及啓発

市ホームページへ普及啓発ページを掲載、介護保険料決定通知書へお知らせを同封している。

・家族の支援

認知症の方を介護する家族を支援するため介護講座や相談会、各区役所が主催した家族交流会などを開催している。また、令和6年度から本人や家族への一体的支援プログラムも開始し、家族の関係性の再構築に役立っている。

・認知症初期集中支援チーム

住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう認知症の初期支援を行う協働のチームで市内では各区に配置するなど6チーム体制で実施、専門医療機関との連携も図っている。特徴としては、チームの一員に当事者や介護家族など認知症経験専門家を配置していることである。

・見守りネットワーク

認知症の人の姿が見えなくなったとき、ご家族などからの依頼をもとに、協力者あてに情報メールを配信し、速やかに発見・保護につなげるための仕組みで、協力者は1381人にのぼっている。

■ICTを活用したフレイル予防について

仙台市では令和7年9月から高齢者の健康寿命の延伸に向けた取組を進めるため、高齢者がボランティアや介護・フレイル予防などの活動に参加した際に、スマホのアプリを活用して市内の店舗などで利用できるポイントを付与する取組（＝アクティブシニア・ボランティアポイント制度）を始めた。

対象は介護保険特別会計を活用した事業としているため65歳以上としており、予算規模は約1億2000万円、ポイント付与は例えば、認知症啓発を含む介護・フレイル予防活動では参加で100ポイント、運営の担い手として参加すると300ポイントなどとなっており、1人あたり年度5000ポイント、1ポイント1円として登録された市内店舗などで利用できるということである。また、“いぐすペイ”という市独自のアプリを活用しているのが特徴で、スマホを所持していない方にも参加者に片面がスタンプカード形式の往復はがきを活用してポイントを付与する仕組みを設けている。

仙台市の認知症施策の大きな特徴は“認知症の当事者とともに”という考えが代々の認知症施策を担当する担当者の中で根付いており、“認知症の人とともに何ができるか”という方針のもと施策展開されていることである。市には認知症対策の担当組織があることも大きくさまざまな施策が総合的に取組まれている。とくにスローショッピングなど当事者の声をもとにした施策も多く、本市の認知症施策を充実させるため、議会質疑の参考にしたいと考える。

出張報告にかかる領収書等の整理番号その他必要事項を下欄に記載すること

8-1 8-2 8-3 9-12 9-13 9-14